

# 標準営業約款の広報状況について



暮らしに役立つ政府広報ポータルサイト  
**政府広報オンライン**

⇒ トップ ⇒ クローズアップ ⇒ お役立ち情報 ⇒ 今週の政府広報 ⇒ 各府省からのお知らせ ⇒ 更新情報 ⇒ 政府広報オンラインのご案内

トップページ > 広報資料室 > 月間・週間 > 平成23年11月 > 平成23年11月の行事概要

## ■ 月間・週間

### 平成23年11月の行事概要

#### ■ 標準営業約款普及登録促進月間

11月1日～30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の日印で、3つのS(Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること)を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

関連ホームページ (財)全国生活衛生営業指導センター

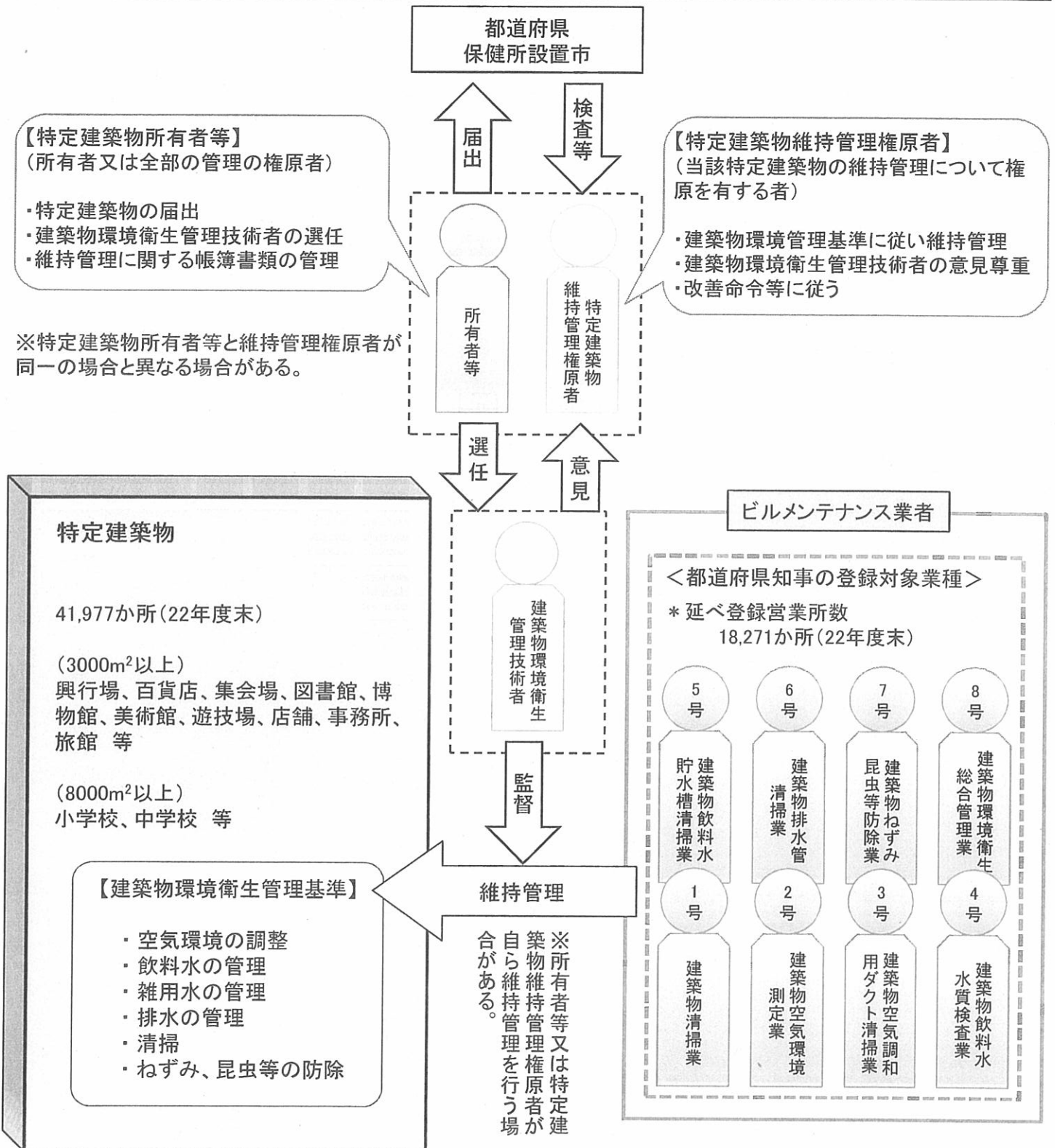
**標準営業約款の広報の一貫として、政府広報オンラインに掲載されています。**  
[http://www.gov-online.go.jp/data\\_room/calendar/event/201111.html](http://www.gov-online.go.jp/data_room/calendar/event/201111.html)

# 10 建築物環境衛生対策関係資料

## (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

### 目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



## (2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
特定建築物	総数	22,340	23,336	24,422	25,652	26,938	28,076	29,154	30,287	31,117	32,426	33,150
	興行場	659	673	709	738	787	817	861	889	924	976	1,021
	百貨店	1,790	1,822	1,857	1,911	1,921	1,951	1,996	2,067	2,102	2,161	2,196
	店舗	2,486	2,615	2,714	2,865	3,118	3,309	3,525	3,783	4,050	4,364	4,583
	事務所	10,190	10,705	11,271	11,916	12,502	13,012	13,406	13,745	13,989	14,401	14,595
	学校	1,352	1,423	1,495	1,561	1,652	1,747	1,824	1,915	2,011	2,160	2,245
	旅館 その他	3,823 2,040	3,979 2,119	4,164 2,212	4,365 2,296	4,569 2,389	4,729 2,511	4,898 2,644	5,105 2,783	5,182 2,859	5,394 2,970	5,474 3,036
管技 理術 者	総数	43,578	45,348	47,517	50,007	52,796	55,430	57,757	60,038	62,872	65,531	68,884
	講習会	33,838	34,803	36,368	37,857	39,367	40,870	42,326	43,809	45,430	47,092	48,771
	国家試験	9,740	10,545	11,149	12,150	13,429	14,560	15,431	16,229	17,442	18,439	20,113

		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
特定建築物	総数	33,886	34,469	34,718	36,319	37,687	38,650	39,487	40,063	41,038	41,757	41,977
	興行場	1,052	1,092	1,099	1,139	1,152	1,181	1,189	1,184	1,215	1,216	1,195
	百貨店	2,208	2,163	2,109	2,124	2,123	2,106	2,149	2,130	2,135	2,073	2,031
	店舗	4,962	5,150	5,254	5,607	5,968	6,307	6,625	6,891	7,284	7,638	7,750
	事務所	14,759	14,965	15,058	15,965	16,641	16,967	17,221	17,387	17,660	17,928	18,070
	学校	2,332	2,394	2,492	2,597	2,795	2,889	2,999	3,061	3,140	3,224	3,293
	旅館 その他	5,460 3,113	5,521 3,184	5,509 3,197	5,579 3,308	5,625 3,383	5,719 3,481	5,766 3,538	5,811 3,599	5,966 3,638	6,005 3,673	5,934 3,704
管技 理術 者	総数	71,949	75,185	78,240	81,894	84,365	89,582	92,012	95,329	98,493	101,646	104,955
	講習会	50,164	51,654	53,258	55,017	56,541	58,247	59,866	61,437	62,935	64,262	65,871
	国家試験	21,785	23,531	24,982	26,877	27,824	31,335	32,146	33,892	35,558	37,384	39,084

(注1) 特定建築物の数は、厚生労働省「衛生行政報告例」による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

### [主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布,S48.11.1施行)

・床面積(8,000→5,000㎡)

・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布,S51.7.1施行)

・床面積(5,000㎡→3,000㎡)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布,H15.4.1施行)

### (3) 登録営業所数の年次推移

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
1号	2,910	3,152	3,338	3,382	3,415	3,433	3,579	3,622	3,746	3,707
2号	887	942	984	997	1,002	1,000	1,018	1,038	1,048	1,008
3号		54	87	101	113	125	134	164	129	121
4号	696	699	698	682	650	638	637	628	634	621
5号	6,711	7,017	7,209	7,202	7,064	6,966	7,075	7,103	7,194	7,046
6号		290	576	725	858	930	1,011	1,037	1,044	1,061
7号	2,252	2,344	2,438	2,470	2,447	2,451	2,518	2,536	2,607	2,578
8号		42	221	521	1,206	1,540	1,960	2,107	2,159	2,129
旧6号	2,287	2,258	2,087	1,760	1,001	642	0	0	0	0
計	15,743	16,798	17,638	17,840	17,756	17,725	17,932	18,235	18,561	18,271

(注)各年度末(3月末)現在

資料:衛生行政報告例

(登録業種)

1号	建築物清掃業	6号	建築物排水管清掃業
2号	建築物空気環境測定業	7号	建築物ねずみ昆虫等防除業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	8号	建築物環境衛生総合管理業
4号	建築物飲料水水質検査業	旧6号	建築物環境衛生一般管理業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業		

[主な改正経緯(登録制度関係)]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布,S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す(社会保障・衛生で検索) > 平成21年度衛生行政報告例 > 表番号18~21

(注1) データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものをお使いください。

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

## 11. 基礎自治体への権限移譲に伴い改正される法律

### (1) 墓地、埋葬等に関する法律

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、墓地の区域、納骨堂及び火葬場の施設の変更、墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可並びにこれらの許可の取消し(法第10条第1項及び第2項、第19条)については、すべての市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び保健所設置市の長が処理している火葬場への立入検査並びに墓地、納骨堂及び火葬場への報告の要求並びに施設の整備改善、使用制限及び禁止命令(法第18条第1項、第19条)については、すべての市及び特別区へ移譲する。

### (2) 理容師法

都道府県の条例による理容所以外の場所で理容の業務を行うことができる場合並びに理容の業及び理容所に係る衛生措置基準の制定(法第6条の2、第9条、第12条)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (3) 興行場法

都道府県の条例による興行場の構造設備等及び衛生措置の基準の制定(法第2条第2項、第3条第2項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (4) 旅館業法

ア 都道府県並びに指定都市及び中核市の条例による施設の構造設備の基準の制定(法第3条第2項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

イ 都道府県の条例による社会教育施設で学校及び児童福祉施設に類するもの、衛生措置の基準並びに宿泊を拒むことができる事由の制定(法第3条第3項、第4条第2項、第5条)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (5) 公衆浴場法

都道府県の条例による公衆浴場の配置基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の制定(法第2条第3項、第3条第2項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (6) クリーニング業法

都道府県の条例によるクリーニング業を営む者が講ずべき措置の基準の制定(法第3条第3項)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

### (7) 美容師法

都道府県の条例による美容所以外の場所で美容の業務を行うことができる場合並びに美容の業及び美容所に係る衛生措置基準の制定(法第7条、第8条、第13条)については、保健所設置市及び特別区へ移譲する。

## 12. 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について



健発第 0625003 号

平成20年6月25日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



### 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について

多年にわたり生活衛生事業に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者に対する厚生労働大臣表彰については、従来、「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について（平成13年6月20日健発第653号）」により実施してきたところですが、本年度以降における毎年の候補者の推薦については、別添、「生活衛生事業功労者表彰実施要領」によることとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、平成13年6月20日付け健発第653号厚生労働省健康局長通知「生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補の推薦について」は、廃止します。

(別紙)

## 生活衛生事業功労者表彰実施要領

### 1 趣旨

生活衛生の普及向上等に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な生活衛生施設等については他の模範とするために厚生労働大臣表彰を行い、もって生活衛生行政の推進に資する。

### 2 表彰の区分

別紙1の「生活衛生事業功労者厚生労働大臣表彰区分」のとおりとする。

### 3 表彰の時期及び場所

功労者の区分別に行うものとし、決定しだい別途通知する。

### 4 推薦基準

- (1) 別紙2の1から4までに掲げる推薦基準による。ただし、春秋叙勲による叙勲受賞者又は生活衛生関係事業の功労により褒章条例による褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者(団体を含む。)は除く。
- (2) 環境衛生事業の功労により褒章条例による褒章若しくは厚生労働大臣表彰を受けた者(団体を含む。)については、(1)の規定を準用する。

### 5 推薦書様式

別添「提出書類」による。

### 6 提出期日

毎年7月1日とする。

### 7 その他

「区分」欄の各事項に関する問い合わせについては、「所管課」欄の課に連絡すること。